

平成二十四年第三回六戸町議公会定例会議録（第二号）

開 議 平成二十四年六月十二日 午前十時

出席議員（十二名）

一 番	杉 山 茂 夫	二 番	附 田 輝 雄
三 番	久 田 伸 一	四 番	高 坂 茂
五 番	下 田 敏 美	六 番	川 村 重 光
七 番	河 野 敏 豊	八 番	円 子 德 通
九 番	母 良 田 昭	十 番	山 本 德 実
十 番	金 崎 盛 三	十 二 番	苦 米 地 繁 雄

欠席議員（なし）

地方自治法第二百一十一条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 田 豊	副 町 長	保 土 澤 正 教
総務課長	坂 本 定 美	企画財政課長	保 土 沢 博 昭
税務課長	棟 方 晃 祥	産業課長	松 村 茂
町民福祉課長	保 土 沢 定 一	建設 下水道課長	下 田 正 幸
病院事務長	田 中 茂 樹	会計管理者	山 本 晃 広



日程第 七	報告第 六号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 八	報告第 七号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 九	報告第 八号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 十	報告第 九号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 十一	報告第 十号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 十二	報告第 十一号	繰越明許費繰越計算書について
日程第 十三	議案第二十七号	青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
日程第 十四	議案第二十八号	六戸町議会の議決すべき事件を定める条例案
日程第 十五	議案第二十九号	六戸町印鑑条例の一部を改正する条例案
日程第 十六	議案第 三十号	六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
日程第 十七	議案第三十一号	六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
日程第 十八	議案第三十二号	平成二十四年度六戸町一般会計補正予算(第一号)
日程第 十九	議案第三十三号	平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)
日程第 二十	議案第三十四号	財産の取得について
日程第 二十一	議案第三十五号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 二十二	議員提出議案第二号	「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書の提出について
日程第 二十三	議員の派遣について	

会議に付した事件

議事日程に同じ

△△ 議 議 の 経 過

議 長（苦米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は十二名であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

開議（午前十時一分）

議 長（苦米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第一 諸報告を行います。

地方自治法第二百二十一条の規定により出席要求をした者及び委任による出席者の氏名につきましては、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第二 報告第一号 専決処分報告についてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

報告第一号 専決処分のご報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成二十四年一月三十日、六戸町大字折茂字畑刈下九十六番地六十三付近の国道四十五号線において、除雪作業中の当町の公用車が軽自動車に衝突した事故でこの示談が成立し、平成二十四年四月十二日に損害賠償の額七十四万六千五百六十一円を専決処分したので、地方自治法第百八十条第二項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額はその全額が自動車事故共済金により支払われております。

以上で、報告第一号の説明といたします。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

五番、下田君。

五 番 (下田敏美君)

町長にお伺いします。

起こしてしまったことはしょうがないんですが、今後の問題として、バックカメラの設置とかそういうものを私は考えるべきだと思いますけれども、何かきっかけを聞いたらバックカメラは雪を巻き込んで見えない状態になるからメーカーは答えられないという回答したそうですけれども、私は今、時代はどんな問題点もメーカーは解消できると思っていますけれども、あったことでは、例を言いますと、町長のときの事件もあるんですが、ああいうところへ照らしてみてもつくことも私は逆になかったら六戸からつくって提案していくことも必要だと思えますけれども、やはり私も経験があるんですが、やはり除雪、バックする場合オーケーというようなことで、もう思惑でバックしてしまう例が多々あるんですけれども、やはり助手もついているんですけれども、なかなかそうもいかない

と思うんですけども、バックカメラをつければ一番後ろのほうが見界が良好になるので今後そういうことも考慮するべきではないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

後ろのほうを確認するということがバックカメラというものがついていいということに思うんであります。今後、それがいいかどうか考えさせてもらいたいと思います。

ただ、除雪の場合、車上に車を置かないでくださいとか、物を置かないでくださいというふうにもお願いしておりますけれども、今後はやはり作業車の周辺という部分には接近しないようにということもまたお伝えするようなことも含めてやっていければなと思っております。一応本来はそうであると思っていんですが、その中の、ぴったりと後ろにいたということがありましたので、それを確認するためにはバックカメラというものの設置が必要ですが、やはり作業車の周辺はできるだけちよつと距離を置いてもらうようなとらえ方、これは何も当町の除雪トラックばかりじゃなくて、ほかの国道と県道との作業車も同様かなというふうに思います。そういう意識も持つていただくように、除雪の際の注意事項として、そのことも含めていきます。カメラのほうは可能かどうかちよつと調べて考えてみたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

五番、下田君。

五 番（下田敏美君）

ことしも青森市に新聞配達がバックして引かれて死んだという例がありますので、まさか起きないと思うことが起こる例が多々ありますので、その辺を検討していただきたいと思います。  
以上で質問を終わります。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

私の車もバックカメラをつけていますが、バックギアを入れてもちゃんとそこを見ていなかったりする場合もあります。やはり一番はお互いに危険を察知する、また危険を避けるということを知らしめること、青森の事故にしてもそうですが、新聞配達だと思えますけれども、すぐそばにいたということ、確かに歩きやすいから除雪道のあつとというのかもしれないかもしれませんが、やはりその作業をやっている車両という部分をみんなで注意するという、雪国に暮らす者として、そのこともやはり知らしめていくことも先にまず大事かなと思います。  
機器のことは先ほども申し上げたとおり考えてみたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第一号 専決処分の報告について終わります。  
次に、日程第三 報告第二号 専決処分の報告についてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。  
企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

報告第二号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成二十四年四月二日、六戸町小松ヶ丘四丁目七十七番地七百四十一付近の町道大曲金矢線において走行車が穴ぼこに落ちて損傷した事故で、この示談が成立し、平成二十四年五月十四日に損害賠償の額七千五百円を専決処分したので、地方自治法第八十条第二項の規定により報告するものであります。

なお、この損害賠償の額はその全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。  
以上で、報告第二号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

十番、山本君。

十 番（山本 実君）

損害賠償額が七千五百円とさほど高い金額じゃないんですけれども、この事故発生の詳細についてももう少し詳しくお知らせしてくださいませんか。

議 長（苦米地繁雄君）

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

この事故の詳細につきましてご説明をいたします。

四月二日の発生でございましたが、午前九時ごろ、小松ヶ丘四丁目の町道大曲金矢線走行中の軽自動車が幅百二十センチと七十センチ、それから深さが約十センチの穴に落ちてパンクしたということでございます。あるいはよければいいというふうなことを考えるわけですが、前日に降った雨で水たまりがあつて穴が見えにくい状況であつたというようなことございました。パンク修理代として七千五百円を賠償したということでございます。

議 長（苦米地繁雄君）

十番、山本君。

十 番（山本 実君）

このような穴ぼこに車が落ちてパンクをしたと、その修理代として七千五百円というふうなことであるわけでありますけれども、実は先日私の同級生の方も同じような事故を、これは県のほうの県道だったんですけれども、ありまして、それは夜中でした。非常に見えにくかったと。当然道路のわけでございますから、まさかそういうようなその穴があるとは想像もしないでハンドルを握って走行をしたところが、同じような事故に遭つたというふうなことでございました。

実は、町内を見ますとあらゆるところでそういうふうな、穴の深さ、大きさは別にしましてもあるのは事実でございます。そういうふうなことが原因で、例えばハンドルをとられて大きな事故につながらなければいいなというような心配をするわけでありますけれども、これは建設、担当の課もパトロール等はしていると思うんですが、もう一度町内を見渡していただきたい、そう思います。

その後、この穴はどうしましたか。

議 長（苦米地繁雄君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

その後、穴の補修ということなんですけれども、直ちに補修のほうは実施しております。その箇所以外に、数カ所どうしてもある冬期間の凍結等でそういう損傷、穴ぼこの箇所が発生していますので、そういうことにつきましては早期に発見して早期に補修等をやるように努めておりますので、これからもそういう形で努めてまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

十番、山本君。

十 番（山本 実君）

大体このようなアスファルトが傷むという時期は大体決まっているんですね、春先。雪解け、この凍み上がったアスファルトを壊してそういうような原因をつくるわけでありまして、それがかなりの割合を占めると思われます。ですから、何を申し上げたいかというと、この春先一番にやはりパトロールを強化をして、舗装をできないにしても、そのようなものは手当てをするべきである。極力力を入れていくべきであろうというふうに思います。この部分につきましては、大きな事故が起こる前に考えていただきたい。よろしくお願いしたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

答弁はいいですか。  
ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第二号 専決処分の報告については終わります。

次に、日程第四 報告第三号 専決処分の承認を求めるところについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (棟方晃祥君)

報告第三号 専決処分の承認を求めるところについてご説明申し上げます。

地方自治法第七十九条第一項の規定により、六戸町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり平成二十四年三月三十一日専決処分したので、同条第三項の規定に基づきこれを報告し承認を求めるところでございます。

改正する条例の主な改正点をご説明申し上げます。

あわせて、説明補足資料一ページからの新旧対照表もご参照ください。  
議案の十二ページをお開きください。

六戸町税条例第三十六条の二第一項の改正は、これは年金のみの所得者が寡婦 (寡夫) 控除を受ける際の申告を省略化するためのものでございます。

続いて、第八十二条の二及び第八十五条の改正は、合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車税の税率及び徴収

方法について新たに定めるものであります。

附則第十条の二を追加する改正は、公共下水道を使用する者が設置した除害施設の固定資産の課税標準を四分の三に、また特定都市河川浸水対策法に規定する雨水貯留施設の課税標準を三分の二にそれぞれ軽減するものです。

附則第十一条、第十一条の二、第十二条、第十三条及び第十五条の改正は、固定資産の平成二十四年度評価がえに伴う改正であります。

なお、附則第十二条第二項の改正は、住宅用地の負担水準八〇%以上の税負担据え置き措置を廃止するためのものであります。

次に、十六ページになりますが、附則第二十一条の二を追加する改正は、改正前の民法第三十四条の法人、これは公益法人であります。これから移行した法人等に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告について定めたものです。

十七ページの附則第二十二条の二を追加する改正は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の特例を三年から七年に延長するためのものです。

二十ページ中ほどの附則第二十三条第二項を追加する改正は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除について、既存の住宅ローン残高に新築した住宅ローンを合わせて控除できるよう改めるものです。

そのほかは字句の改正及び条文の整備を行ったものです。

附則ですが、第一条は施行期日について、第二条及び第三条は町民税及び固定資産税に係る経過措置について定めたものであります。

以上で、報告第三号の説明といたします。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
ありませんか。

議

長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。  
これより報告第三号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。  
よって、報告第三号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、日程第五 報告第四号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

（「異議なし」の声あり）

担当課長の説明を求めます。  
税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

報告第四号 専決処分承認を求めることについてご説明申し上げます。  
地方自治法第七十九条第一項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり平成二十四年三月三十一日専決処分したので、同条第三項の規定に基づきこれを報告し承認を求めるところでございます。

改正する条例の主な改正点をご説明申し上げます。

議案は二十七ページになります。

六戸町国民健康保険税条例附則第十六項を追加する改正は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の特例を追加するためのものです。

附則ですが、施行期日について定めたものであります。

以上で、報告第四号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

「質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ありませんか。」

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

「ご異議なしと認め、討論省略いたします。  
これより報告第四号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。」

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

「ご異議なしと認めます。  
よって、報告第四号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、日程第六 報告第五号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。  
建設下水道課長。」

建設下水道課長（下田正幸君）

報告第五号 専決処分承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十四年三月三十一日専決処分をしたので、同条第三項の規定に基づきこれを報告し承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分した六戸町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、主な改正点についてご説明いたします。

議案書の三十ページをお開きください。

あわせて、補足資料の九ページの新旧対照表もごらんいただきたいと思っております。

今回の改正は、地域の自立性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正により、平成二十四年四月一日から同居親族要件が廃止されることに伴い改正するものです。

主な改正点といたしましては、引き続き同居親族要件を入居資格とし、六十歳以上の者、障害者、その他の特に住居の安定を図る必要がある者について単身入居を認めるよう規定するものです。

附則は施行期日について定めたものであります。

以上で、報告第五号の説明といたします。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。  
これより報告第五号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。  
よつて、報告第五号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、日程第七 報告第六号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。  
企画財政課長。

企画財政課長 (保土沢博昭君)

報告第六号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第七十九条第一項の規定により、次のとおり平成二十四年三月三十一日専決処分をしたので、同条第三項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成二十三年度六戸町一般会計補正予算（第六号）につきまして、事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。まず、歳入からご説明申し上げます。

事項別明細書三ページでございます。

一番上の一款町税、四項のたばこ税から、五ページの十一款交通安全対策特別交付金まで、これらにつきましては歳入が確定したことから実績額によりそれぞれ減額、または増額調整をしております。

同じく五ページから六ページにかけましての十二款分担金及び負担金では、これも実績見合いにより調整をいたしました。

次に、十四款国庫支出金から八ページの十五款県支出金につきましては、これは事業費の関連において実績見合いで調整をしております。

十七款寄附金と二十款諸収入では、これも実績に基づき調整いたしました。

最後の二十一款町債では、事業費の関連において調整をしたほか、予算総体での財源調整を行い、七千九百十万円を減額計上いたしました。

次に、歳出につきましては、主に事業費の実績見込みの精査のもとに予算調整したものでございます。

主な項目についてご説明いたします。

十一ページをお開きください。十一ページの中ほどでございます。

二款総務費、一項総務管理費の五目の財産管理費に財政調整基金積立金として一億円を増額計上いたしました。

次に十二ページ、三款民生費、一項社会福祉費では、国保事業特別会計及び介護保険事業特別会計並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金を合わせて一千四百五十二万九千円減額計上いたしました。

十四ページの四款衛生費の一項保健衛生費、一目の環境衛生費では、霊園事業特別会計繰出金六十一万八千円増額計上いたしました。

議

長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

次の二項の清掃費から十七ページ七款商工費まで、これは各事業費の実績見合いにより減額調整しております。十七ページから十八ページにかけての八款土木費におきまして、二項道路橋りよう費に除雪経費を主に九百二万円を増額計上いたしました。

以降、九款消防費から十二款公債費まで、実績見合いのもと、いずれも減額計上いたしました。

以上で、報告第六号の説明といたします。

先ほどの説明の中で訂正をさせていただきたいと思えます。

歳出の項目でございますが、十一ページの中ほど、総務費の一項総務管理費の財産管理費の中で積立金を先ほど財政調整基金積立金と申しましたが、減債基金への積み立てに訂正させていただきたいと思えます。

申しわけございませんでした。

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第六号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よつて、報告第六号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第八 報告第七号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

報告第七号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり平成二十四年三月三十一日専決処分をしたので、同条第三項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。

平成二十三年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）の詳細について、事項別明細書に基づき説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

事項別明細書の三ページをお開きください。

まず、一款国民健康保険税では、五千六百四十二万五千円を増額計上いたしました。

四ページ、二款分担金及び負担金から、六ページ、九款財産収入までは、歳入が確定したことからそれぞれ増額、または減額調整しております。

六ページ、十款繰入金では、事業費との関連で一項他会計繰入金に一般会計繰入金を一千二百六十七万四千円を減額計上、同じく二項基金繰入金に国民健康保険事業基金からの繰入金を一千二百七万円増額計上いたしました。

次に、歳出につきましては、事業費の確定及び歳入との関連で予算調整したものであります。主な項目についてご説明いたします。

十ページになります。

二款保険給付費、一項療養諸費では、一般及び退職被保険者療養給付費の確定により、項の計で一千九百三十七万八千円を減額計上いたしました。

十二ページの三款後期高齢者支援金等、一項後期高齢者支援金等では、後期高齢者支援金拠出金の確定により、項の計で一千七百八十五万九千円を減額計上しました。

十三ページの六款介護納付金、一項介護納付金では、納付金の確定により百九十四万六千円を減額計上しております。

続いて、七款共同事業拠出金、一項共同事業拠出金では、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の確定により、項の計で一千五百九万五千円を減額計上いたしました。

以上で、報告第七号の説明を終わります。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。  
これより報告第七号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。  
よって、報告第七号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第九 報告第八号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。  
町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それではご報告いたします。

報告第八号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり平成二十四年三月三十一日専決処分をしたので、同条第三項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるところであります。

平成二十三年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第四号）の詳細については、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

補正予算の主なものは、保険給付費等の確定によるものでございます。

まず、最初に歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書三ページをお開きください。

一款保険料、一項介護保険料では、二百九十五万八千円を減額し、項の計を一億八千五百三十三万三千円といたしました。

四ページをお開きください。

五款国庫支出金、一項国庫負担金では、給付費負担金四百七十二万三千円を減額し、同じく二項国庫補助金では、調整交付金、事業交付金等を合わせて七百三十万一千円を増額計上いたしました。

六ページをお開きください。

九款繰入金、一項一般会計繰入金では、百六十万一千円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

七ページをお開きください。

二款保険給付費、一項介護サービス等諸費では、各給付費等を精査の上、百二十九万七千円を減額いたしました。八ページをお開きください。

同じく二項介護予防サービス等諸費では、各事業精査の上、百十三万八千円を減額計上いたしました。以上で、報告第八号の説明を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第八号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第八号 専決処分の承認を求めるとについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第十 報告第九号 専決処分の承認を求めるとについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長 (保土沢定一君)

報告第九号 専決処分の承認を求めるとについてご説明申し上げます。

地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり平成二十四年三月三十一日専決処分をしたので、同条第三項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるところであります。

平成二十三年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)の詳細については、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

補正予算の主なものは、現年保険料及び広域連合負担金の確定によるものでございます。

まず、最初に歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の三ページをお開きください。

一款後期高齢者医療保険料、一項後期高齢者医療保険料では、十八万一千円を増額計上いたしました。

議

長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

三款繰入金、一項繰入金では、二十五万四千円を減額計上いたしました。  
五款諸収入、二項償還金及び還付加算金では、四十九万九千円を減額し、項の計を二千円といたしました。  
次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。  
五ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費では、二十五万四千円を減額計上し、二款分担金及び負担金、一項広域連合負担金では、十八万一千円を増額計上いたしました。

三款諸支出金、一項償還金及び還付加算金では、四十九万九千円を減額計上いたしました。  
以上で、報告第九号の説明を終わります。

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。  
これより報告第九号を採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よつて、報告第九号 専決処分承認を求めるとについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、日程第十一 報告第十号 専決処分承認を求めるとについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

報告第十号 専決処分の承認を求めるとについてご説明申し上げます。

地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十四年三月三十一日専決処分をしたので、同条第三項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるとでございます。

それでは、平成二十三年度六戸町霊園事業特別会計補正予算（第一号）の主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の三ページ及び五ページをお開きください。

今回の補正につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において財源の調整をしたものであります。以上で、報告第十号の説明を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第十号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第十号 専決処分承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第十二 報告第十一号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長（保土沢博昭君）

報告第十一号 繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案の六十二ページ、六十三ページでございます。

平成二十三年六戸町一般会計補正予算（第五号）第二条の繰越明許費につきまして、別紙のとおり翌年度に繰り越いたしましたので、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により報告するものであります。

その内訳でございます。

次のページ、六十三ページでございますが、二款総務費、一項総務管理費におきまして、庁舎発電機新設等事業で三千九百八十一万三千円を翌年度に繰り越したほか、合計で三件、総額五千九百九十六万四千円を繰り越いたしました。

その財源内訳は、未収入特定財源として、国庫支出金が百五十八万三千円、地方債が三千九百八十万円、そして一般財源一千五十八万一千円となっております。

以上で、報告第十一号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第十一号 繰越明許費繰越計算書については終わります。

次に、日程第十三 議案第二十七号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (保土沢博昭君)

議案第二十七号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明申し上げます。

補足資料のほう、十二ページ、十三ページも参考までにご参照いただきたいと思います。

本案は、八戸市が青森県新産業都市建設事業団に委託している桔梗野工業団地の取得及び造成事業の計画、そして、八戸北インター工業団地の取得及び造成事業の計画の一部変更について協議するものであります。

次のページ、六十六ページをお開きください。

変更内容でございますが、このページの上段のほうの変更でございますが、これにつきましては桔梗野工業団地の未処分地について賃貸、リースすることを可能にするための改正でございます。

下段のほうは、八戸北インター工業団地の造成事業に係る事業期間を平成二十六年まで延長し、財政計画を変更するものであります。

以上で、議案第二十七号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

七番、河野君。

七 番（河野 豊君）

今の議案ですけれども、八戸北インター工業用地の部分がいわゆるリースできるような形になるということなんですけれども、金矢工業団地についてはどうなんですか。全く進捗が見られない状況であるんですけれども、最近メガソーラとかいろいろそういうのがやれたらいいのかなという話もちらほら聞こえてきたりしているんですけれども、その辺のところは、金矢工業団地についてはそのような話というか、そのような行いをするという方向にはないんですか。

議 長（苦米地繁雄君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前十時四十二分）

再開（午前十時四十五分）

議

長（苦米地繁雄君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第二十七号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第二十七号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十四 議案第二十八号 六戸町議会の議決すべき事件を定める条例案を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

議案第二十八号 六戸町議会の議決すべき事件を定める条例案についてご説明申し上げます。

本案は、十和田市及び三沢市を中心市として定住自立圏を形成するための協定の締結または変更等にあつては、国の定住自立圏推進要綱におきまして議会の議決を得ることが必要なことが定められており、地方自治法第九十六条第二項の規定により、定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更し、または同協定の廃止を求める旨の通告をすることを議決事件と定めるものであります。

以上で、議案第二十八号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

「質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ありませんか。」

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

「ご異議なしと認め、討論省略いたします。  
これより議案第二十八号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。」

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

「ご異議なしと認めます。  
よって、議案第二十八号 六戸町議会の議決すべき事件を定める条例案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、日程第十五 議案第二十九号 六戸町印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。  
町民福祉課長。」

町民福祉課長（保土沢定一君）

それではご説明申し上げます。

議案第二十九号 六戸町印鑑条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。改正内容をご説明申し上げますので、議案の七十一ページをお開きください。

今回の改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成二十四年七月九日から施行されることに伴い、外国人住民も住民基本台帳法の適用を受けることから、所要の改正をするものであります。

附則といたしましたは、この条例は平成二十四年七月九日から施行するものであります。以上で、議案第二十九号の説明を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第二十九号を採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第二十九号 六戸町印鑑条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、日程第十六 議案第三十号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長 (保土沢定一君)

それではご説明申し上げます。

議案第三十号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案七十六ページをお開きください。

今回の改正の主な内容は、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱の一部の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

附則といたしましては、平成二十四年八月一日から施行するものであります。

詳細については別紙資料もあわせてごらんください。

以上で、議案第三十号の説明を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。お諮りいたします。討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。これより議案第三十号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第三十号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十七 議案第三十一号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは説明申し上げます。

議案第三十一号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案の七十八ページをごらんください。

今回の改正の主な内容は、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要綱の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

附則といたしましては、平成二十四年七月一日から施行するものであります。

また、詳細については別紙資料のほうもあわせてごらんください。

以上で、議案第三十一号の説明を終わります。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。  
これより議案第三十一号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第三十一号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十八 議案第三十二号 平成二十四年度六戸町一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。  
企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

議案第三十二号 平成二十四年度六戸町一般会計補正予算（第一号）につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出についてご説明申し上げます。

事項別明細書五ページをお開き願いたいと思います。歳出のほうです、五ページをお開き願いたいと思います。最初に、一款の議会費では、自動車借上料といたしまして一万八千円を増額計上いたしました。

二款総務費では、一項七目の企画費におきまして、一般コミュニティ助成事業補助金百六十万円、次に八目の情報施策推進費で、児童手当システム法改正対応業務委託料百八十九万円。

次に、三款民生費では赤十字奉仕団に対する補助金六十七万六千円、また後期高齢者医療特別会計繰出金二十六万円を計上いたしました。

一番下の五目の老人福祉センター総務費では、老人福祉センターの屋根改修事業の事務連絡用として普通旅費六万八千円を計上いたしました。

次のページの二項児童福祉費では、六戸児童館の平成二十五年度以降の改修に向けて、事務連絡用として普通旅費十三万五千円の計上でございます。

六款、七款につきましては、県の市町村元気事業費補助金の内示がございまして、それによります財源充当の変更でございます。

十款教育費では、四項の一目社会教育総務費に町文化財指定天然記念物の樹木の傷みや病気の診断のための手数料十万五千円、それから林集会所改修事業補助金九十二万三千円を計上いたしました。

同じく五項保健体育費では、総合体育館、総合運動公園の設備の修繕料等を合わせて九十一万円を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の三ページにお戻り願いたいと思います。

今回の補正の財源といたしまして、十五款二項県補助金として県市町村元気事業費補助金と、県子育て支援特別対策事業費補助金の内示によりまして四百十万円を計上、十九款繰越金に八十八万六千円を計上いたしました。

二十款諸収入、五項の雑入では、コミュニティ助成事業交付金の内示により百五十九万九千円の計上でございます。

以上で、議案第三十二号の説明といたします。

議

長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第三十二号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第三十二号 平成二十四年度六戸町一般会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十九 議案第三十三号 平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それではご説明申し上げます。

議案第三十三号についてご説明申し上げます。

平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、平成二十年度から平成二十三年度分の保険料還付金を計上したものであります。

事項別明細書三ページをお開きください。

最初に歳入についてご説明申し上げます。

三款繰入金、一項繰入金には、一般会計繰入金として二十六万円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

五ページをお開きください。

二款分担金及び負担金、一項広域連合負担金では、保険料還付に伴い三百六十四万七千円を減額計上いたしました。

三款諸支出金、一項償還金及び還付加算金では、平成二十年度から平成二十三年度分の還付金及び加算金を合わせて三百九十七千円を増額計上いたしました。

以上で、議案第三十三号の説明を終わります。

議長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

十番、山本君。

十番（山本 実君）

まず、早く承認して還付しなければならぬ問題だというふうに思います。その前に、今回のことは職員の仕事のミスなものか、またはたびたび聞くわけでありませうけれども、職務怠慢というふうなことも聞くわけでありませう。

けれども、まずどのようにとらえておられるのか、単なるその事務のミスで発生したことだと、いやそうじゃない、ちよつと職務怠慢がそのような原因を招いたというふうに、その辺のところの考え方をお尋ねしたいというふうに思っています。

まず、ご承知のとおり、昨日も詳細にこのことにつきまして全員協議会を通しましてご報告がありました。内容につきまして理解したというふうに思っております。今、町民の間で話題となっているのが、この還付金の問題であります。

町民の方、いろいろな方から聞かれて、それなりに説明するんですけども、なかなか説明できない。私もうまく説明できない訳ですけども、その中で、3名の職員がこの事務に携わっていたということもわかったわけです。

そこで、まず、初めにお尋ねしたいのは、再発できないような状態をつくらなければなりません、そのためにどのような事をこれからしていくのか。発生してしまったものは取り返しのつかないものでございます。

当然、これから、いろいろと確認し、把握しながら進んでいくわけですけども、発生してしまったものはどうにもならない。

再発防止に力をいれていかなければならないと思うんですが、その辺のところはどう考えているか。まず今回のこの問題は単なる事務のミスであったのか、または職員の職務怠慢であったのか、そしてこの再発防止にはどのように考えているのか、このことをお尋ねしたいと思います。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長。

町 長 (吉田 豊君)

十番議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、職員がミスか怠慢かということにつきまして申し上げたいと思います。当初は、後期高齢者医療費の問題は非常に複雑でございまして、三人の職員がということですが、二十年度から行われ、実際はその年というのは特別なことはないんでありますが、実質的な部分は二名ということになるかというふうに思います。その還付金等にかかわる部分もいろいろなそのときそのとき人によっての状態が変わりますので、確かに今もって各自治体も含めて大なり小なりの中では判断を後に回してということもあるようございまして。それなりの理由があつてのこととでございます。

多分実際に還付が発生してくる二十一年度のあたりからは、そういうのはわかつたというふうに思います。ただ、そのころからまだ検討しようかと思つている中であつて、ミスとして、事務ミスとしてやつてきた。しかし、その後気づいた状況の中で対応しなかつたということは怠慢であるというふうに、私は非常にこう言葉にすることは心苦しいんでありますけれども、現実問題として怠慢であつたというふうに言わざるを得ないというふうにとらえているところとございます。そのように、私感じとつておりますことをお伝え上げたいと思います。

また、再発防止につきましましては、それ相応の役目であつたことの立場、役所としての流れがありました。大丈夫だろうというとならえ方も特別な疑いなき流れがたまたま偶然あつたということもございまして、どんな役職にあらうともそれぞれが互いにチェックするということ、実際の広域連合から委託を受けた業務委託みたいな形になつていような事務ではございますけれども、しかし、今ご質問があるように、その地域の自治体としてやるべき公的仕事として、それがこのような怠ることになつたということは紛れもない事実でございましたので、やはり私どもとしては、防止策としては単に口先で言うのではなく、少なくとも二人以上のチェック確認という部分を今後やつていくのは当然であるというふうに思つております。その担当者がどの立場にあらうとも、そのようにやつていくということベースにしながら、たびたびご説明させてもらいましたダブルチェック等を含めて今後やつてまいりたいというふうに考えておるところとございます。

十番、山本君。

十番（山本 実君）

今、怠慢であったというふうにも認められたわけでありまして、怠慢であってもミスであっても事態が起きたことについては取り返しがつかない。一刻も早くこの還付するものがあれば、あればといってもこういう差は出ているわけでありまして、還付をしてあげなければならぬ、しなければならぬと思えます。

そこで、いろいろお話を聞きますと、周りから聞きますと、その職員はこの役職のついた責任のある立場にいらつしやる方であるというふうなものも最近耳にいたしました。当然これは町長が任命をしたわけでございますから、私は今回その内容等ともかく、町長はある程度のその責任は感じなければならぬと思うわけでありまして。何かの責任は感じなければならぬと思っております。

そのことを確認をし、また責任を感じたならばどうその責任をとられるのか、その内容につきましては、私たちは申し上げる立場にございませぬけれども、そういうふうなものがこれについて回るのではないのかなど、このように思うわけでありまして。

それから、これもまた申し上げにくいことでもありますけれども、何度も申し上げますが、事の起こったことは、これはゼロにはならない。しかし、そちらに座っている方々、役所の職員の方々、全体の奉仕者であるということ、これは公務員である以上はそういうふうなその責任を持った仕事をしなければならぬわけです。しかし、今回このような職務怠慢でもってこのようなミスが起きてしまった。やはり、新たな気持ちでまたこの町が発展のために、全体の奉仕者として仕事をしていただかなければならないという、そういうふうなことも期待をしなければならぬわけでありまして。

それがために何かの形で区切りをつけなければならぬ。この一連の流れの中に区切りをつけなければならぬ。では、どこで区切りをつけるのか。

議

長（苦米地繁雄君）

町長。

私は一つの処分が必要ではないのかなと思うんですが、関係する、担当した方はもちろんでありますけれども、その課、課には課の責任者もいるわけでありまして。そういうふうなところまで同じような、これは管理不行き届きと申し上げても決して私は言い過ぎた言い方ではないと思うんですけれども、そのようなその課の責任者まで同じようなその処分というふうなものは当然与えなければならぬ、または受けなければならぬ。そして、町のトップである町長が何らかの責任を感じなければならぬ。その責任を感じたならば、その責任をどう果たすのか、そういうふうなものがきちんと整って、そしてまた新たな気持ちで全体の奉仕者として、この町が発展するよう、町民が幸せになるよう仕事に当たっていかねばならない、私はこう考えるわけでございますけれども、いかがでございますか。

町

長（吉田 豊君）

十番、山本議員さんにお答え申し上げます。

まず、管理者として、実際の組織としてというお話がございます。私は基本的に、問題が発生したときには、何人が何と言おうとも、まず気づいても、それを善、あしきという判断の中でできなかつたまず本人から私は問題があるというふうにとらえております。これはどんな立場の者であろうと同じだというふうに思っております。そして、先ほど申し上げたとおり、事実あったことでございます。

ですから、そのことの、住民を含め、その方々への対応という部分、いろいろ対応を今、他の職員の皆さんが生懸命やっておりますが、努力しております。その結果という中において、私は処分なり判断というものをどういうふうにすべきかを考えたいというふうに思っております。

議

長（苦米地繁雄君）

十番、山本君。

と申しますのは、刑事事件的な、あるものがあつたということではないものですから、やはりその結果としての問題は生じたことは確かでございますが、その後のしつかりとした対応をみんなでもって力を合わせてやってきたその結果というものを、そして実質的に、私は数字的な意味も含め、職員を含め、いろいろな人たちにダメージという部分も与えることに間接的であつてもあると思ひますので、それらの部分が大きければ大きいものになりますし、やはり、まず起きたことを整えていくということに一生懸命努力してみても、その流れの中でどうしてもここは問題として整理すべきであるという部分、まず当事者である人、そしてそれぞれ関連した、自分自身も含めて、今後の、どういうふうにして責任、処分なり、あり方を考えていったらいいかをやっていきたいというふうに思っているところでございます。

十

番（山本 実君）

もちろん本人に問題があるのは、これはどなたがどう見ましても、これは一番の問題があるわけであります。

私はむしろこの補正の予算を提出する前に、私的に申し上げれば後先逆なような感じもするんです。と申し上げますのは、これだけの問題を起こして、さらに四年間という時間をかけて、この予算書を見ますと町にはそれなりの損害は与えてしまつている。この還付加算金におきましても、その時々事務処理をしていけば発生をする金額ではございません。それが事務の怠慢なためにこのような問題が、金額が発生をしてしまつた。つまり、損害をかけているわけでありませう。そのようなことがある中で、もし私がそちらのほうに座つていたのであれば、先に処分をして、先に責任をとつて、そういうふうなものもきちんと町民に見せて、そして申しわけなかつたと、今後二度とこのようなそのミスをしなうというふうなことをきちんと申し上げて、そしてこのぐらゐの補正をしていただきたいというふうな考えるんです。私は後先、なんか逆なような感じがするんです。

議

長（苦米地繁雄君）

町長。

しかし、いろいろこう発生してから今日までの時間というようなものもさほどなかった、ないわけでありまして、このような形になったと思うんですけども、とにかく早目に解決をする、そして、もう一度、ギアを抜いて、我々もそうでありまして、特に私も、過去に起こしたミスというようなものはこれは消えないわけでありまして、しかし、その事実内容はどうであれ、何かの形で気持ちを切りかえて、やはりその町民の幸せのために、町の発展のためにと考えているわけでありまして、もちろん職員の方々もそのような考え方をしなければならぬ。そのためにはどっかでその線引きをした上で当たらなければならぬと思うんです。

町長もある程度の責任を感じて、その処分もしながらもう一度頑張つてほしい、いただきたいというようなものが、これは町民の声だと思えます。そのことをお届けをいたしまして、もう一度町長から最後に答弁をちょうだいして終わります。

町

長（吉田 豊君）

今ご質問がありましたように、まず処分という形等を考えてからというお話がございました。私も、やはりそれが先であろうかというふうにもう一度ご質問のように考えたときもございました。ただ、明らかに先ほど言いましたような、例えて言うならの話でございますが、横領ですとか刑事事件的な意味合いの要素があるのであれば先にそういうことはしつかりとやるべきであるというふうに思いましたが、詳細の部分がわからないという部分もあれば、処分とかそういう判断という部分はやはり確定した流れの中でやっていかなければならないというふうにも判断してこのようになりましたことをご理解いただきたい。今ご質問がありました考え方は、私は冒頭はそういうふうにも思いました。全く同感に思いましたので、ご意見があるということは、それでもそういう考えがあるのは当然だなというふうにも受け取っております。

今後におきまして、広域連合、私はそちらのほうの議員もやっていますけれども、実際の業務的な意味合いの中にあつて、還付等を含め、これは六戸町のことを言いわけとして言うのではなくて、実際の還付にかかわる部分は先ほど申し述べたように、非常に複雑なところがあります。それらの判断だとか、やってくれという状況をすべての自治体に任せているという格好があります。ある意味では、ここにもありますとおり実際のお金はそれなりに払つていて、広域連合から直接それを調べた中でやっていかなければならないというみたいなたらえ方をしてもいい部分のようなところもございます。非常に不確定なものを持ちながらスタートしてしまつた後期高齢者医療費の制度であつたなというふうにもとらえておりますので、その点等のことも含めて、私どもは、それであつてもこういうことがあつてはいけないんですけれども、もっと事務として明確化する、責務をどちらに置くのかというようなことをもつとしっかりやるべきであるということも県の連合の会議においても私自身からも申し述べてみたいと思つております。非常に組織体のその分野が散らばつていてということもありますので、私どもとしては今のようない形になつたことをご理解いただければというふうに思います。

よろしいでしょうか。

議

長（苦米地繁雄君）

ほかに質疑はありませんか。

五番、下田君。

五

番（下田敏美君）

保健福祉課長にお伺いします。

新聞を見ると、あと三年後、後期高齢者医療制度が廃止されるということが新聞に載っておりますけれども、間違いないですか。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

後期高齢者医療費が廃止になるということ、予定では、今ご質問のように三年後という話がありました。一応そういう話は残っているんですが、特別審議等が一切ないようでございます。広域連合のほうでも実際それが延長になるのかこのままいくのかというのは不確定というふうに申し上げるのが一番正しいんじゃないかなというふうに思っています。

議 長（苦米地繁雄君）

五番、下田君。

五 番（下田敏美君）

町長は今、不確定ということですので、私もまだ不確定ということ、理解したいと思えます。わかりました。以上です。

議 長（苦米地繁雄君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

「質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ありませんか。」

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

「ご異議なしと認め、討論省略いたします。  
これより議案第三十三号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。」

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

「ご異議なしと認めます。  
よって、議案第三十三号 平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり  
可決いたしました。」

次に、日程第二十 議案第三十四号 財産の取得についてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。  
病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

それでは議案書の八十四ページをお開きください。

あわせて補足資料の十九ページをお開きください。

議案第三十四号 財産の取得についてご説明申し上げます。

現用の機器は平成十一年に導入したもので、十三年目になり、経年劣化の影響が見られるようになりました。更新に当たり、院内の設置条件に合ったものを企画提案してもらい、CT断層撮影装置購入業者選定審査会にて検討し決定したものです。

それでは説明いたします。

本案は、次のおり財産を取得するものであります。

- 一、取得する財産、CT断層撮影装置、一台。
- 二、契約の金額、三千百十八万五千円。
- 三、契約の相手方、住所、青森県十和田市西二十三番町三十番一号、会社名、有限会社サクラメディック、代表者名、代表取締役加賀広昭。

以上で、議案第三十四号の説明といたします。

議長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

四番、高坂君。

四番（高坂 茂君）

機器の更新ということで、十三年たつて新しいものを、財産ですよね、三千数百万円です。この断層写真、私は入ったことはないんですけども、旧来のものとのぐらゐの優位性というんですか、そういったことを我々も知るといふんですか、医療にかかわることです。

それから、町民の健康、この保持ということもあります、財産として我々はこういうのを認めるわけなんですけれども、そういった内容について説明というのがないものかどうか、その一点。できれば旧来も、このぐらゐの差異があるとか、そうすれば我々も何らかの機会にこの町民にこういう機器が入ったということ、もつと健康増進につながるんではないかと思いますが、そういったところをどういった考えを持っているかちよつとお聞きしたいと思います。

議 長 (苦米地繁雄君)

病院事務長。

病院事務長 (田中茂樹君)

現行で使っておりますCT、それについては言葉としてはヘリカルCTという言葉を使っているんですけども、要は映す場面が一極の部分についてらせん状に回していく仕組みで撮影しております。それが、今度私どもが提案いたしますのは、映す部分を十六列にふやした段階の機器になります。ということは何かというと、その撮影する時間帯がその分かかなりの縮小した時間となります。と同時に、その撮影する際に、放射線等も出しているんですけども、現行の機器でも安全ですけれども、それがさらに、大げさに言えばその列の分の一、十六分の一というのはちよつと言ひ過ぎなんですけれども、それくらい短時間になりますので、健康上もかなりの放射線の縮減になりますので、そういうものを私どもで採用した次第です。

それと同時に、今度、それに係る経費の関係なんですけれども、現況で使っているCTの関係だと、一回撮影すると六千円の検査料を私ども請求できるんですけれども、その医療申請の仕組みのほうから、十六列以上となった

場合一件九千円の請求になり、三千円多く請求できるんですけども、私どもの大体年間九百件くらい撮影しておりますけれども、それを単純計算すると二百七十万円の増収ということになります。同じ条件で、同じ検査をしてそういう状況になりますので、こういう機械を選んだという次第でございます。

議 長（苦米地繁雄君）

四番、高坂君。

四 番（高坂 茂君）

それは、内容はよくわかります。ですから、我々、総務常任委員会もありますので、そういったところを住民説明にも我々も貢献できるのかなということでしょうか。そういう質問しているわけです。

ついでに、その九百件、旧来のものより三千円医療費負担が少なく済むということですね。それは大変結構なことですので、もつともつとこういう機器が入ったということに住民に知らしめるといことで、広報なり、それからもつと具体的にこのぐらいの精度が上がりますよと、こういうふうに使えますよということを大いにPRしたらどうかと思います。

その説明会みたいなものはできるものかどうか、その三点をお伺いしたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、説明会という話でございますが、今議案は財産取得について、なぜ今財産取得についての議案となったかと言いますと、三月定例議会で資料をもってご説明申し上げ、議会の皆様からご承認を得て、この機種等の選択がな

されてきたものでございます。実際に、きょうの財産の取得のことがなければ契約がなされませんので、またこの機械がどうのこうとも語れないというのが事実でございますから、仮にその後において詳細の新しく納入した機械の説明ということであれば説明会等設けながら、より詳細の、今度決まった機械はこうですよということやるとは可能なのかなと思っております。

今回は、内容はどうかという部分にいきますと、大体どういうCTを導入しようかということとは三月議会のほうで一応ご理解いただいたものということで契約のためにここに至っているというふうにご理解いただければというふうに思います。

議 長（苦米地繁雄君）

四番、高坂君。

四 番（高坂 茂君）

そこは理解しておりますので、そのところを今後検討いただきたいということで質問を終わりたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

ほかに。

七番、河野君。

七 番（河野 豊君）

この文章のところの四番のところですけども、選考基準項目ということで、機器に対する評価、保守体制及び導入実績等ということがうたってあります。どういうふうな形でやったのかという、要は内容は不透明だと思うん

ですね。実際建設業関係なんかでも最近では評価型の入札とかがあっております。それに対しては、国とか県とかはきちんとした物差しを持って対応しておりますけれども、ここだけを見ると何となく不透明、何をもってではこれを決定したのかということが正直言ってみてきません。ここをもう少し詳しくご説明願いたいと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

病院事務長。

病院事務長（田中茂樹君）

本件につきましては、選定条件となるのが病院の今のCT室の部屋におさまる大きさが必要ですよと、それを条件に各社のほうにお願いいたしました。その施設の大きさにおさまるCT、三社ほど提案をいただきました。日立、東芝、GEヘルスケアさんなんですけれども。そして、それぞれの会社のほうからのプレゼンテーションをいただきました。今、議員がおっしゃられた機器に対する評価等につきまして、その審査委員会のメンバー、院長を委員長として、医師四名、それから放射線技師、総看護師長、私を入れて七名でそれぞれ点数化による評価会を設けまして、本機器が多数で支持をいただきました。本機器に決定した次第です。

議 長（苦米地繁雄君）

七番、河野君。

七 番（河野 豊君）

導入の経緯に関しては、理解できませんでした。そうしますと、我々議員としてやはりそういうことを一々聞かないとわからないというやり方ではだめだと思うんですね。やはりそのことは明確にこうこうこうという理由で導入しましたというのを一筆入れてくれれば何も質問することもないんだし、そういうことになったんだということが理解できますから、やはりそのようなお互いに理解できるようなやり方をぜひお願いをいたしたいと思います。以上で終わります。

議

長（苦米地繁雄君）

答弁はいいですね。

（「いいです」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第三十四号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第三十四号 財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第二十一 議案第三十五号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより、議案第三十五号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第三十五号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第二十二 議員提出議案第二号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、六番、川村重光君ほか四名から議員提案として提出されておりますが、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略いたします。

これより、議員提出議案第二号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決し、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長に提出することに  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第二号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書を別紙のとおり提出することに決定いたしました。

次に、日程第二十三 議員の派遣についてを議題といたします。

当議会としては、別紙のとおり県外視察研修に派遣したいので、六戸町議会会議規則第一百八条の規定により議会の議決を求めます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よつて、県外視察研修のため議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これもちまして、平成二十四年第三回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前十一時三十三分）

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員